

## 山梨県タクシー事業者感染症予防対策支援事業費補助金交付要綱

### (趣旨)

第1条 知事は、新型コロナウイルス感染症を予防するため、タクシー事業者が行う感染症予防対策に要する経費に対し、予算の範囲内で補助金を交付するものとし、その交付に関しては、山梨県補助金等交付規則（昭和38年山梨県規則第25号）に定めるほか、この要綱の定めるところによる。

### (定義)

第2条 この要綱において、次に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

2 「タクシー事業者」とは、山梨県内において道路運送法（昭和26年法律第183号）

第3条第1号ハに定める一般乗用旅客自動車運送事業を行うものをいう。

### (補助金の交付対象)

第3条 補助金の交付対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、タクシー事業者（以下「事業者」という。）が自社の運送事業を実施するにあたり、令和2年4月20日から令和3年2月28日までの間に行う、新型コロナウイルス感染症の予防のため必要な消耗品や備品の購入等とする。

### (補助対象経費、補助率及び限度額等)

第4条 補助対象経費、補助率及び限度額等は、別表に掲げるとおりとする。

### (補助金交付申請書の様式、提出期限)

第5条 補助金の交付を受けようとする事業者（以下「交付申請者」という。）は、補助金交付申請書（様式第1号）に関係書類等を添えて、別に定める日までに、知事に提出しなければならない。

2 交付申請者は、前項の申請書を提出するに当たり、補助金に係る消費税等仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）を減額して交付申請をしなければならない。ただし、申請時において、当該消費税等仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りでない。

(補助金の交付決定)

第6条 知事は、補助金の交付の申請があったときは、当該申請に係る書類の審査及び必要に応じて行う現地調査により、補助金を交付すべきものと認めるときは、速やかに交付の決定を行い、補助金交付決定通知書(様式第2号)により交付申請者に通知するものとする。また、適当と認めないときは補助金不交付決定通知書(様式第2-1号)により交付申請者に通知するものとする。

(補助対象事業の経理等)

第7条 前条の規定に基づく交付決定を受けた交付申請者(以下「補助事業者」という。)は、補助対象経費については、帳簿及び全ての証拠書類を備え、他の経理と明確に区分して経理し、常にその収支の状況を明らかにしておかなければならない。

2 補助事業者は、前項の帳簿及び証拠書類を補助対象事業の完了(廃止の承認を受けた場合を含む。)の日の属する年度の終了後5年間、知事の要求があったときは、いつでも閲覧に供せるよう保存しておかなければならない。

(補助金交付の条件)

第8条 補助金交付の条件は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 補助対象事業の内容の変更をしようとするときは、変更(中止・廃止)承認申請書(様式第3号)を提出し、知事の承認を受けること。ただし、補助対象事業の目的の達成に支障をきたさない事業計画の細部の変更であって、交付決定を受けた補助金の額の増額を伴わない場合はこの限りではない。
- (2) 補助対象事業を中止し、又は廃止しようとするときは、変更(中止・廃止)承認申請書(様式第3号)を提出し、知事の承認を受けること。
- (3) 補助対象事業が予定期間内に完了する見込みのない場合又は補助対象事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに知事に報告してその指示を受けること。
- (4) 交付決定を受けた補助対象事業を対象とした他の補助金の交付を受けてはならない。
- (5) 知事は、第5条第2項の規定により、補助金に係る消費税等仕入控除税額について減額して交付申請がされたものについては、これを審査し、適当と認めるときは、当該消費税等仕入控除額を減額して交付決定するものとする。
- (6) 知事は、第5条第2項ただし書きによる交付申請がなされたものについては、補助金に係る消費税等仕入控除税額について、補助金の額の確定において減額を行うこととし、その旨の条件を付して交付決定を行うものとする。

(実績報告書の様式、提出期限)

- 第9条 補助事業者は、当該事業が完了した日若しくは廃止の承認を受けた日から起算して1箇月を経過した日又は交付決定をした年度の3月15日のいずれか早い期日までに、補助金実績報告書(様式第4号)に必要な関係書類を添え、知事に提出しなければならない。
- 2 補助事業者は、前項の規定により実績報告を行うにあたり、補助金に係る消費税等仕入控除税額が明らかな場合には、当該消費税等仕入控除税額を減額して報告しなければならない。

(補助金の額の確定)

- 第10条 知事は、前条の報告を受けた場合には、報告書等の書類の審査及び必要に応じて現地調査を行い、その報告に係る補助対象事業の成果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助金額確定通知書(様式第5号)により補助事業者に通知するものとする。
- 2 知事は、補助事業者に交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、その超える部分の補助金の返還を命ずる。
- 3 前項の補助金の返還期限は、当該命令のなされた日から20日以内とし、期限内に納付がない場合は、未納に係る金額に対して、その未納に係る期間に応じて年利10.95パーセントの割合で計算した延滞金を徴するものとする。

(補助金の交付)

- 第11条 補助金は前条の規定による交付すべき補助金の額の確定した後に精算払いとする。

(消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還)

- 第12条 補助事業者は、補助対象事業完了後、申告により、補助金に係る消費税等仕入控除税額が確定した場合には、様式第6号により速やかに、知事に報告しなければならない。
- 2 知事は、前項の報告があった場合には、当該消費税等仕入控除税額の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

(財産の処分の制限)

- 第13条 補助事業者は、補助対象経費により取得した財産(以下「取得財産等」という。)については、次項に定める期間(以下「財産処分制限期間」という。)を経過するまでは、知事の承認を受けずに、取得財産等を補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交

換し、貸し付け、担保に供し、又は取り壊してはならない。

- 2 財産処分制限期間は、補助金交付の目的及び「減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年3月31日大蔵省令第15号）」を勘案し、交付決定時に示すものとする。
- 3 補助事業者は、取得財産等を補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、又は取り壊そうとするときは、財産処分承認申請書（様式第7号）を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

（その他）

第14条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関するその他必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、令和2年7月13日から施行し、令和2年4月20日から適用する。
- 2 この要綱は、令和3年3月31日をもって廃止する。ただし、この要綱に基づき交付された補助金については、この要綱の失効後もその効力を有する。

附 則

- 1 この要綱による改正は、令和2年10月8日から施行し、令和2年4月20日から適用する。

別表（第4条関係）

補助対象経費

費目	補助率	限度額
（消耗品購入費） マスク、アルコール消毒液、 抗菌・抗ウイルスの消毒液、 運転席間仕切りカーテン 等	補助対象経費の 1 / 2 以内 （補助金の額に千円 未満の端数が生じる ときは、その額を切り 捨てる）	事業者が国土交通省関東運輸局山 梨支局に一般乗用旅客自動車運送 事業の用に供するために登録（令和 2年5月末）した車両数に5万2千 円を乗じたもの。  ※やまなしグリーン・ゾーン構想 新しい生活様式推進 機器購入支 援金の補助を受けている場合には、 当限度額から当該補助金額は除く ものとする。
（備品購入費） サーモグラフィ、空気清浄機、 除菌マット、飛沫防止用アク リル板、消毒作業機器 等 （1件あたり5万円以上の物 品の購入）		
（委託費） 感染防止対策に係る業務委託 （車内の消毒作業、抗菌・抗 ウイルス加工 等）		

※上記補助経費について、他の補助制度により既に補助を受けている場合は、当事業における補助対象経費から除外するものとする。

ただし、やまなしグリーン・ゾーン構想 新しい生活様式推進 機器購入支援金により既に補助を受けていて、当該補助限度額（30万円）を申請額が上回る補助対象経費がある場合には、その1/2を補助する。

様式第1号

令和 年 月 日

山梨県知事 殿

所在地  
名 称 印  
代表者

山梨県タクシー事業者感染症予防対策支援事業費補助金交付申請書

山梨県タクシー事業者感染症予防対策支援事業費補助金交付要綱第5条に基づき、次のとおり関係書類を添えて申請します。

1 補助申請額： \_\_\_\_\_ 円  
(補助対象経費 × 1 / 2)



様式第2号

第 号

令和 年 月 日

殿

山梨県知事

印

山梨県タクシー事業者感染症予防対策支援事業費補助金交付決定について（通知）

令和 年 月 日付け申請のあった山梨県タクシー事業者感染症予防対策支援事業費補助金については、山梨県タクシー事業者感染症予防対策支援事業費補助金交付要綱第6条に基づき、次のとおり交付することを決定したので通知します。

1 補助対象経費及び補助金の交付決定額

補助対象経費 円

補助金の交付決定額 円

2 山梨県タクシー事業者感染症予防対策支援事業費補助金交付要綱第11条に定める

財産処分制限期間は、次のとおりとする。

・○○○ ○○年

・△△△ △△年

3 補助金の交付の条件

(1) 補助事業の内容の変更をしようとするときは、知事の承認を受けること。ただし、



補助事業の目的の達成に支障をきたさない事業計画の細部の変更であって、交付決定を受けた補助金の額の増額を伴わない場合はこの限りではない。

- (2) 補助事業を中止し、又は廃止しようとするときは、知事の承認を受けること。
- (3) 補助事業が予定期間内に完了する見込みのない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに知事に報告してその指示を受けること。
- (4) 交付決定を受けた設備改修工事等を対象とした他の補助金の交付を受けてはならない。
- (5) 山梨県タクシー事業者感染症予防対策支援事業費補助金交付要綱第5条第2項ただし書きによる交付申請がなされたものについては、補助金に係る消費税等仕入控除税額について、補助金の額の確定において減額を行う。



様式第2-1号

第 号  
令和 年 月 日

申請者 所在地  
名称  
代表者

山梨県知事

山梨県タクシー事業者感染症予防対策支援事業費補助金不交付決定通知書

令和 年 月 日 付けで申請のあった山梨県タクシー事業者感染症予防対策支援事業費補助金については、山梨県タクシー事業者感染症予防対策支援事業費補助金交付要綱第6条の規定により、次のとおり不交付とすることに決定しましたので通知します。

1. 不交付の理由

様式第3号

令和 年 月 日

山梨県知事 殿

所在地  
名 称  
代表者 印

山梨県タクシー事業者感染症予防対策支援事業費補助金変更（中止・廃止）承認申請書

令和 年 月 日付け第 号をもって補助金の交付決定がありました上記補助対象事業の内容を次のとおり変更（中止・廃止）したいので、山梨県タクシー事業者感染症予防対策支援事業費補助金交付要綱第8条に基づき申請します。

1. 変更（中止・廃止）を必要とする理由

2. 補助金の額

変更承認申請額

既交付決定額

増 減 額

様式第4号

令和 年 月 日

山梨県知事 殿

所在地  
名 称  
代表者 印

山梨県タクシー事業者感染症予防対策支援事業費補助金実績報告書

令和 年 月 日付け第 号で交付決定のあったこのことについて、山梨県タクシー事業者感染症予防対策支援事業費補助金交付要綱第9条第1項の規定により、次のとおり報告します。

1 補助金交付決定額 円

2 補助金実績額 円

3 補助金振込先

金融機関名（金融機関コード）： ( )

支店名（支店コード）： ( )

預金種別：

口座番号：

口座名義（フリガナ）： ( )

（添付書類）補助対象経費の支払い領収書類の写し

（なお、交付申請時に事前着手により領収書を添付している場合は添付書類不要）

様式第5号

第 号  
令和 年 月 日

殿

山梨県知事 印

山梨県タクシー事業者感染症予防対策支援事業費補助金額確定通知書

令和 年 月 日付けで実績報告のあった山梨県タクシー事業者感染症予防対策支援事業費補助金については、山梨県タクシー事業者感染症予防対策支援事業費補助金交付要綱第10条第1項に基づき、次のとおり確定します。

1. 交付決定額 金 円

2. 確定額 金 円

様式第6号

令和 年 月 日

山梨県知事 殿

所在地  
名 称  
代表者 印

山梨県タクシー事業者感染症予防対策支援事業費補助金に係る  
消費税及び地方消費税額の確定に伴う報告書

山梨県タクシー事業者感染症予防対策支援事業費交付要綱第12条第1項の規定により、次のとおり報告します。

- 1 補助金額（山梨県知事が確定通知により通知した額）  
円
- 2 補助金の確定時における消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額  
円
- 3 消費税及び地方消費税の確定に伴う補助金に係る消費税及び  
地方消費税に係る仕入控除税額 円
- 4 補助金返還相当額 円

様式第7号

令和 年 月 日

山梨県知事 殿

所在地  
団体名  
代表者名

印

財産処分承認申請書

補助金に係る補助事業により取得した財産を、次のとおり処分したいので、山梨県タクシー事業者感染症予防対策支援事業費補助金交付要綱第13条第3項に基づき、申請します。

- 1 処分しようとする財産の明細
- 2 処分の内容
- 3 処分しようとする理由
- 4 その他必要な書類